○山梨県警察KAIシステム電子メール利用要領

令和4年12月1日 つり例規甲(情管シ)第49号 つり

第1 趣旨

この要領は、山梨県警察KAIシステム運用管理要領(令和4年12月1日付け、例規甲(情管シ)第48号)第13の規定に基づき、KAIシステムにおける電子メールの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるほか、山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令(平成13年山梨県警察本部訓令第15号)、山梨県警察の情報管理システム運用要領(平成30年3月14日付け、例規甲(情管シ)第36号。以下「要領」という。)、山梨県警察KAIシステム運用管理要領及び警察情報セキュリティポリシー(山梨県警察情報セキュリティに関する訓令(平成19年山梨県警察本部訓令第12号)及び当該訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。)に定めるところによる。

1 電子メール

電子文書をネットワークを介して電子的手段により直接、警察職員等の間で送受信するものをいう。

- 2 メールアドレス
 - KAIシステムにおいて使用できる電子メールアドレスをいう。
- 3 個人メールアドレス KAIシステム利用者に付与されるメールアドレスをいう。
- 4 メールボックス

KAIシステム利用者ごとにサーバに置かれる電子メール等を蓄積するための記憶領域をいう。

5 引継用フォルダ

KAIシステム利用者が、異動時等において、後任者に引き継ぐ必要がある電子メール等を蓄積しておくために一時的に利用する所属フォルダ又はKAI端末内のパブリックフォルダをいう(山梨県警察KAIシステム共有フォルダ等利用要領(令和4年12月1日付け、例規甲(情管シ)第52号)第2の2又は4に定めるフォルダをいう。)。

- 6 共用メールアドレス
 - 共用識別コードを利用してログインした際に使用できるメールアドレスをいう。
- 7 アドレス帳

KAIシステムの利用者に関する所属、係名、氏名等の情報の一覧をいう。

8 個人アドレス帳

アドレス帳の情報を基に、KAIシステム利用者が必要に応じて抽出、編集した一覧をいう。

第3 電子メールの利用

個人メールアドレス宛ての電子メールについては、次のとおり利用する。

(1) KAIシステム利用者は、人事異動の際には異動先の業務に関係のない電子メールを削除するものとし、運用管理者は、必要に応じてKAIシステム利用者のメールボックスの状況を確認するものとする。また、後任者に引き継ぐ必要がある電子メールについては、KAIシステム利用者が引継用フォルダに保存し、確実に引継ぎを行うものとする。

なお、KAIシステム利用者は、引継用フォルダに保存したファイルを必要に 応じて暗号化等を行うものとする。

(2) 退職者については、山梨県警察KAIシステム運用管理要領第7に基づく利用者情報の抹消に伴い、当該KAIシステム利用者に割り当てられたメールボックスは削除されるものとする。

第4 電子メール利用上の留意事項

- 1 相互接続された警察WANシステムの利用者に電子メールを送付する際は、送付 先の機関ごとに受信できる電子メールのサイズ(添付されるファイルを含む。)が 異なることから、KAIシステム利用者は、電子メールに添付するファイルのサイ ズを必要最小限にすること。
- 2 KAIシステム利用者は、電子メールを送信する際には、送付先のメールアドレスをアドレス帳等から確認するなど誤送信等が発生しないように努めること。 なお、個人アドレス帳を利用する場合は、KAIシステム利用者の責任において 当該個人アドレス帳の情報の更新を行うこと。
- 3 KAIシステム利用者は、適宜用済みの電子メールを削除するとともに、保存を要する電子メールについては端末装置等に保存するなどして、メールボックス容量の適正な管理に努めること。